

大阪府中小企業団体中央会

〔従業員災害補償&経営事項審査対応プラン〕

建設業者専用

スーパー加点くんのおすすめ

普通傷害保険《準記名式包括契約特約、就業中のみの危険補償（事業主・役員・従業員）特約セット》

約 56%割引

（団体割引30%、過去の損害率による割引30%、大口契約割引10%を適用）

従業員の業務上のケガの補償を
割引が適用された保険料で準備
したいと思いませんか？



経営事項審査で約15ポイントの
加点評価を得られるプランです。

大阪府中小企業団体中央会では、会員企業の皆さまのために傷害保険制度を導入しております。スケールメリットを活かした保険料でご加入できますので、福利厚生制度の充実のために積極的にご活用賜りますようお願い申し上げます。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

スーパー加点くんはこんなときにお役に立ちます（プラン1ご加入の場合）



業務中にケガをして亡くなった・後遺障害を被った
死亡・後遺障害保険金
5,000万円
(最高)



業務中に機械の下敷きになってケガをして入院した
入院保険金(1日あたり)
10,000円



出勤途中、交通事故でケガをして所定の手術を受けた
手術保険金
手術の種類に応じて
10・20・40万円



出勤途中、駅の改札口内で転倒し、ケガをして通院した
通院保険金(1日あたり)
5,000円

< お支払事例 1 >

工場作業員が作業中、電動カッターが自分の足に当たりケガをした。(入院10日、通院5日)
支払保険金 入院保険金日額10,000円×10日+通院保険金日額5,000円×5日=125,000円

< お支払事例 2 >

建設業の従業員が建設作業中、足場から転落し、死亡した。
支払保険金 死亡保険金5,000万円

【大阪府中小企業団体中央会】スーパー加点くんのメリット

1. 経営事項審査で約15ポイントの加点評価！

「スーパー加点くん」は「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、経営事項審査で約15ポイントの加点評価を得られます。
※ 自社従業員だけでなく下請負人もすべて補償の対象にすること等、所定の要件を満たすことが必要です。

2. 保険料約56%割引(団体割引30%・過去の損害率による割引30%・大口契約割引10%)

3. スピーディーに保険金をお支払いします

労災事故が起きたときには、政府労災の認定を待たずに保険金をお支払いします。政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。

4. 下請負人の皆さまもまとめて補償します

年間売上高をもとに被保険者数を算出し、貴社の正規従業員、パート・アルバイト・臨時雇いの方に加え、変動の多い下請負人の皆さまも全員まとめて補償します。

5. ご契約後の従業員数増減の報告は不要です

ご契約後に従業員等の入れ替わり・増減や下請負人の増減等が生じた場合でもその都度の報告は不要です。保険期間中、新たに加わった方も自動的に被保険者に含まれます。

6. 死亡保険金やその他の保険金の受取人を貴社に指定できます(注)

死亡保険金の受取人を貴社に指定することができます。また、あわせて「保険金の支払先に関する特約」をセットすることにより、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金およびこの特約に規定する保険金についても、貴社を受取人とすることが可能です。
(注) 引受保険会社所定の方法に基づき被保険者の同意が確認できることや、引受保険会社所定の要件を満たすことが条件となります。

7. 保険料は全額損金処理できます

貴社が負担される保険料は、福利厚生費として全額損金処理できます。(平成24年1月現在)
(条件によって損金処理できないケースもあります。一般的な税務処理については別途取扱代理店または引受保険会社までご相談ください。)

【大阪府中小企業団体中央会】スーパー加点くんならこんなにお得です!

例：業種・建築事業、年間売上高2.5億円《被保険者（補償の対象者）数10名》、全員が職種級別Bでプラン1にご加入の場合

	①単独でご契約される場合	②本制度に加入される場合	差 額
10名分月払保険料	46,700円	23,000円	▲23,700円
同 年額保険料	560,400円	276,000円	▲284,400円

※1 上記保険料は、①単独でご契約される場合：役職員一括契約割引10%のみを適用したもの

②本制度にご加入される場合：団体割引30%、過去の損害率による割引30%および大口契約割引10%を適用したものです。

※2 「就業中のみの危険補償（事業主・役員・従業員）特約」をセットした場合の保険料です。

上記例の場合、毎月23,700円、1年間通算で **284,400円** もお得です。

保険金額と保険料（月払、1名あたり）

下記以外のプランも設定できます。

	プラン1	プラン2
死亡・後遺障害保険金額	5,000万円	3,000万円
入院保険金日額	10,000円	8,000円
手術保険金額	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍
通院保険金日額	5,000円	4,000円
1名あたり 月払保険料	職種級別 A	720円
	職種級別 B	1,500円

※1 保険料とは別に、制度維持費（月払の場合500円、一時払の場合6,000円）を上乗せして引き落としさせていただきます。制度維持費は本制度の維持・運営に必要な経費であり、大阪府中小企業団体中央会が領収させていただきます。

■保険料はご職業によって異なります。

職種級別	主な職種
A	事務系会社員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、美容師、調理人、販売員等、「職種級別Bおよび特別危険料率適用職種 ^(注2) 」以外の方
B	農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、木・竹・草・つる製品製造作業、自動車運転者、建設作業

(注1)「特別危険料率適用職種」とは、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の方をいいます。

「特別危険料率適用職種」に該当される方については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険期間と申込締切日、第1回保険料振替日

- 保 険 期 間 平成24年10月 1日午後4時から
 平成25年10月 1日午後4時まで1年間
- 申 込 締 切 日 平成24年 9月25日
- 第1回保険料振替日 平成24年12月25日

※申込締切日を過ぎた場合でも、保険期間を変更して加入することが可能です。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、就業中のみの危険補償(事業主・役員・従業員)特約がセットされておりますので、傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。)は、就業中のケガのみが保険金のお支払いの対象となります。通常の通勤途上もお支払いの対象となります。

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付けています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金	死亡保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</p>
	後遺障害保険金	<p>後遺障害[※]の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。 (注1)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師[※]の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	入院保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ[※]のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院[※](入院に準ずる状態[※]を含みます。)された場合</p> <p>[入院保険金日額[※]]×[入院[※]の日数または入院に準ずる状態[※]の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
	手術保険金	<p>入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ[※]の治療[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術[※]を受けられたとき</p> <p>[入院保険金日額[※]]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注)1事故に基づくケガ[※]について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率となります。</p>
	通院保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ[※]のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院[※]された場合 (注)通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために医師[※]の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものと同みなします。</p> <p>[通院保険金日額[※]]×[通院[※]の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 (注2)平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
<急激かつ偶然な外来の事故(例)>
 - ・業務中、足場を踏み外して高所より転落、骨折した。
 - ・会社の階段で転んでケガをした。
- 「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないものを除きます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「入院」とは、治療[※]が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師[※]の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療[※]を受けた状態をいいます。
- 「入院保険金日額」とは、加入者証等記載の入院保険金日額をいいます。
- 「治療」とは、医師[※]による治療をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術(*)で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(*)医師[※]が治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
- 「通院」とは、治療[※]が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「通院保険金日額」とは、加入者証等記載の通院保険金日額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P4・5の「※印の用語のご説明」をご参照ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

<p>傷害保険金 (死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用した運転中のケガ ● 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかんときでも、頭(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ (普通傷害保険であらかじめ所定の保険料を払込みいただいた場合は、補償の対象となります。) ● 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ (普通傷害保険であらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は、補償の対象となります。) <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>	<p>など</p>
---	---	-----------

すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「頭(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。

【補償対象外となる運動】

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

- (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
- (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ●保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） | ●保険金額（ご契約金額） |
| ●保険期間（保険のご契約期間） | ●保険料・保険料払込方法 |

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
* 加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

ご加入時にご注意いただきたいこと

- この保険は、全国中小企業団体中央会が保険契約者となる団体契約です。
- この制度でお申込人となれる方は大阪府中小企業団体中央会の会員、または会員の構成員（組合傘下の法人等）の方に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、「大阪府中小企業団体中央会の会員、または会員の構成員（組合傘下の法人等）で建設業者の役員・従業員」および「申込人との下請契約を締結する下請負人（数次の請負による場合の下請負人を含みます。）およびその役員・従業員のうち、申込人からの下請業務に従事の方」となります。なお、一部の従業員のみを対象とした加入はできません。あらかじめご了承ください。
※「下請負人」には、いわゆる「一人親方」の方も含まれます。
※申込人と下請契約を締結する下請負人の役員・従業員の方については、申込人からの下請業務に従事中に限り、被保険者（補償の対象者）に含まれます。
※被保険者となり得る方のうち、直接雇用関係にある方の名簿を備え付けることが必要です。
- 申込時には、加入申込票に必要事項をご記入のうえ、大阪府中小企業団体中央会までご提出ください。また、加入申込票の記載内容をご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 告知義務
被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。「スーパー加点くん」のご契約では、次の事項について十分ご注意ください。
 - ①事業種類番号・年間売上高などの被保険者（補償の対象者）数算出の基礎数値
 - ②被保険者（補償の対象者）の範囲、職種級別ごとの人数、ご職業
 - ③他の保険契約等に関する情報（同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共

済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。）

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(注)で、過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の「保険金請求履歴」欄にその内容を必ずご記載ください。

(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

- 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。

※死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。被保険者の同意のないままにご契約なされていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

- 死亡保険金以外の保険金受取人は、普通保険約款・特約に定めております。ただし、「保険金の支払先に関する特約」をセットするご契約については、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金およびこの特約により死亡保険金受取人に支払う旨が規定されている保険金についても死亡保険金受取人にお支払いします。

- 補償の開始時期
始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、加入申込票記載の方法により払込みください。加入申込票記載の方法により払込みいただけない場合は、保険期間が始まった後でも保険金をお支払いできません。

- ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は全国中小企業団体中央会が契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- 全国中小企業団体中央会を契約者とする団体契約では加入できない契約方式、セットできない特約等がありますのであらかじめご承知おきください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入後にご注意いただきたいこと

- 通知義務 等

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

- ① 加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- ② 新たに職業に就いた場合
- ③ 加入者証記載の職業をやめた場合

また、①②のいずれかにおいて、右記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

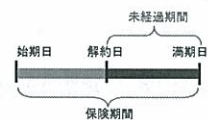
<ご契約の引受範囲外>

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業（ただし、死亡保険金のみを設定したご契約における被保険者は除きます。）

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- 失効について
ご加入後に、被保険者全員が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険料払込猶予期間等の取扱い
保険料は加入申込票記載の方法により払込みください。加入申込票記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
- 解約と解約返れい金
ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



- 重大事由による解除
次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

事故が起こった場合の手続

- 事故が起こったときの引受保険会社へのご連絡等
取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、請負契約書(写)等)
- ・(企業等の災害補償規定特約をセットする場合)受給者と被保険者の関係を証する書類(戸籍謄本、住民票、政府労災「遺族補償年金請求書(写)」、受取人の社内使用の「家族名簿」等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 代理請求人について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生

計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

- 保険金支払いの履行期
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について (平成24年1月現在)

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（普通傷害保険「スーパー加点くん」）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、傷害保険普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。なお、商品の概要、被保険者（補償の対象者）の範囲は次のとおりです。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

商品名	スーパー加点くん ※準記名式包括契約特約をセットした場合
概要	被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者（補償の対象者）の人数でご加入いただく方式です。売上高から算出される人数を被保険者数とします。
被保険者の範囲	「スーパー」プラン・スーパー加点くん準記名式包括契約明細書の「被保険者の範囲」欄に記載の方全員（被保険者となり得る方のうち、直接雇用関係のある方の名簿を備え付けていただきます。）

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合は本パンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする主な場合（主な支払事由）と保険金のお支払額

本パンフレット4ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本パンフレット5ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外については、6ページの「ご加入後にご注意いただきたいこと」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

●ご加入いただく保険金額については、次の①②にご注意ください。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

① 保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

② 入院保険金日額と通院保険金日額を同時に設定する場合、通院保険金日額は入院保険金日額を超えることはできません。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料は加入申込票記載の方法によりお支払いください。分割払の場合には、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は7ページの「解約と解約返れい金」をご参照ください。

6. 保険料の精算

「スーパー加点くん」は、次の①②のいずれかの方式をお選びいただけます。

① 確定精算方式 保険料確定特約（準記名式包括契約特約用）をセットせずにご契約いただけます。	ご契約締結時の直近年度の「被保険者数算出の基礎数値（年間売上高）」に基づき算出した暫定保険料をいったんご請求させていただきます。保険期間終了後遅滞なく、保険契約締結時に使用した「被保険者数算出の基礎数値（年間売上高）」の次年度数値が確認できる客観的資料を引受保険会社にご提出いただき、ご提出いただいた資料に基づき引受保険会社にて確定保険料を算出し、暫定保険料との差額を精算（確定精算）させていただきます。
② 保険料確定方式 保険料確定特約（準記名式包括契約特約用）をセットしてご契約いただけます。	ご契約締結時の直近年度の「被保険者数算出の基礎数値（年間売上高）」に基づき算出した保険料を確定保険料としてご加入いただけます。保険期間終了後の確定精算は不要です。

ただし、保険契約継続の都度、確定精算方式と保険料確定方式のいずれにするかを変更することはできません（いったん保険料確定方式を選択された場合には、以降毎年の継続契約についても保険料確定方式の取扱いとさせていただきます。）。また、保険期間の途中でこれらの方式を変更することはできませんので、ご注意ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

<受付時間>

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間 365日

事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

<事故はいち早く>

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】

（受付時間：平日 9:15~17:00）

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

阪神造園建設業協同組合 取扱代理店>お問い合わせ先

株式会社ウオーク

大阪市北区芝田 2-2-17

TEL:06-6371-8017 FAX:06-6371-8127